

証券コード 8023
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区揚場町2番1号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 津 玉 高 秀

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいませようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) において、賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権をご行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 「Room D」

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第62期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
【議決権の行使等についてのご案内】をご参照願います。

以 上

- ◎お願い
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン向けサイトから議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) でお手続きください。(携帯電話向けサイトではお手続きできません。また携帯電話用のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 代理人による議決権の行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<http://www.daikodenshi.jp/ir.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権の不統一行使に際しての事前のご通知方法
議決権の不統一行使をされる場合には、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により、平成27年6月22日(月曜日)までに到着するよう当社にご通知ください。
5. インターネットによる議決権行使のご案内
お手続きは、後記の<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご高覧のうえ、議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) をご利用ください。

以 上

事業報告

（自平成26年4月1日）
（至平成27年3月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の景気対策により企業収益が緩やかに回復を続け、雇用の改善にも好影響を及ぼしましたが、消費税増税や円安に伴う輸入価格の上昇により個人消費の足取りは重く、全体的な景況感の回復に力強さを欠く展開となりました。

当情報サービス業界におきましては、消費税増税対応やパソコン、サーバのOSサポート切れによる更新など比較的付加価値の低い投資案件が続いたことから、ICT投資に対するお客さまの選別姿勢がより厳格になりました。加えて、前連結会計年度におけるWindowsXPの更新需要増および消費税増税前の特需に対する反動が相まって、ハードウェアを中心に厳しい環境下での営業活動となりました。

こうした環境のなか、当社グループは「お客さま第一」の方針のもと、「品質向上」を旨とした顧客満足度の高いサービスの提供に努めてまいりました。主要なビジネスパートナーである富士通株式会社および同社グループとの連携強化による受注拡大とともに、お客さまと接する機会を徹底的に増やす活動を行うなど、顧客視点に立った営業を進めてまいりました。

これら施策の一環として、当社グループは自社開発ソリューションの機能強化やクラウドによるサービス提供に取組んでまいりましたが、自社開発の調達システムに関する多額の維持、改善費用の発生に伴う同システムの販売形態転換により、第2四半期において事業整理損として特別損失を計上するとともに、平成26年11月13日に構造改革の実施を決定し、全社的な経営資源の集中と企業体質の改革を骨子とした諸施策に着手しました。

具体的には、富士通株式会社との連携ビジネス拡大、収益性の低い事業所の統合による成長分野への人的リソース投入といった営業施策のほか、組織のフラット化、希望退職50名の募集によるスリム化、徹底した経費削減などの効率化策を進めました。さらに、プロジェクトや自社製品開発におけるロス撲滅のため、第3四半期から新たにSEイノベーション本部を立ち上げたことで、そ

れ以降のプロジェクトロスの発生が大幅に抑制されるなど、構造改革の取組みにより当社の企業体質は確実に変化しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高307億91百万円(前期比93.3%)、売上高327億13百万円(前期比92.6%)となりました。

利益面につきましては、競争激化によるハードウェア販売価格の低下ならびに顧客のICT投資選別の厳格化による収益性の低下に加え、退職給付費用が増加したことにより、営業利益19百万円(前期営業損失5億20百万円)、経常損失21百万円(前期経常損失5億63百万円)となりました。

また、特別利益として投資有価証券売却益2百万円、特別損失として自社開発ソリューションの販売形態転換に伴う事業整理損7億8百万円、希望退職の募集に伴う特別退職金1億94百万円、投資有価証券評価損1百万円、法人税、住民税及び事業税36百万円ならびに法人税等調整額14百万円を計上した結果、当期純損失につきましては、9億77百万円(前期当期純損失6億75百万円)となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

なお、当社グループは、情報通信分野における機器の販売およびサービスの提供を行う単一の事業活動を営んでいるため、事業部門別に記載しております。

【事業部門別売上高】

部 門	期 別	第61期 (自 平成25年4月1日) (至 平成26年3月31日)	第62期 (当連結会計年度) (自 平成26年4月1日) (至 平成27年3月31日)	前 期 比
		百万円	百万円	%
情 報 通 信 機 器		13,128	11,229	85.5
ソリューションサービス		22,188	21,483	96.8
合 計		35,317	32,713	92.6

(注) 当連結会計年度の売上における部門別割合は、情報通信機器部門が34.3%、ソリューションサービス部門が65.7%であります。

【情報通信機器部門】

情報通信機器部門におきましては、消費税増税の特需およびWindowsXPの更新需要増に対する反動に加え、平成27年7月にサポート終了が予定されているWindows Server 2003の更新に対する企業の投資姿勢に慎重さが増したことにより、売上高は、112億29百万円（前期比85.5%）と減少しました。

【ソリューションサービス部門】

ソフトウェアサービスは公共分野、民需分野とも堅調に推移したことに加えて、構造改革で取組んでまいりましたプロジェクトロス防止活動の効果として、SEリソースの活用度が向上したこともあり、売上高は、134億1百万円（前期比102.2%）と増加しました。

また、保守サービスはハードビジネスの売上減少と引き続き単価下落の影響により、売上高は、48億44百万円（前期比99.4%）の微減となりました。ネットワーク工事は大型案件の減少により、売上高は、32億37百万円（前期比77.1%）と減少しました。

その結果、ソリューションサービス部門の売上高は、214億83百万円（前期比96.8%）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき設備投資および重要な設備の除却、売却等は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、顧客の投資姿勢に慎重さは残るものの国内経済の好転やマイナンバー制度をはじめ公共分野の拡大などにより、大手企業のみならず、当社の主要顧客層である中堅企業においても基本的にはICT投資の増加が見込まれております。

このような環境のなか、当社グループでは、「お客さま第一」と「品質向上」を基本に、顧客満足度の高いサービスの提供に努めるとともに、構造改革として成果を上げた諸施策を社内に定着させることで、安定した収益基盤の確立を図ってまいります。同時に社会から信頼される企業であり続けるために、適正な内部統制の整備運用、ガバナンスおよびコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

なお、第63期の重点施策は以下のとおりです。

- ① 中堅民需ビジネスおよび富士通株式会社との連携ビジネスをコアビジネスと位置づけ、お客さまの一番近くで「お客さま価値」を創造する、富士通パートナー本来の役割に集中します。
- ② 各事業部門をビジネスユニットとして再定義し、経営資源と権限を移譲することで機動的な組織運営を行います。
- ③ 自社製品（パッケージソフト、SaaS型ソリューション）の厳格な品質管理と拡大に取り組めます。
- ④ SEイノベーション本部を強化し、プロジェクトロスの防止とともに、調達コストを最適化することでソフトビジネスの収益性を向上します。
- ⑤ 競争力の鍵となる品質の高いサービスを提供し続けるため、根本となる人材育成に取り組めます。
- ⑥ 各ビジネスユニット主導によるモニタリング体制への変更により、事業計画達成と両輪を成すコンプライアンス推進の効果的かつ効率的な徹底を図ります。
- ⑦ 効率化策の継続により低コスト体質を定着するとともに、組織のフラット化や人員のスリム化を通じた人的資源の最適化を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第59期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第60期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第61期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第62期 (当連結会計年度) (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
売 上 高 (百万円)	34,008	33,949	35,317	32,713
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	832	240	△563	△21
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	799	108	△675	△977
1株当り当期純利益 又は当期純損失(△)	64円30銭	8円74銭	△54円43銭	△78円77銭
総 資 産 (百万円)	21,433	22,455	21,376	20,730
純 資 産 (百万円)	3,747	4,137	3,292	2,489

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第59期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第60期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	第61期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第62期 (当事業年度) (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
売 上 高 (百万円)	32,980	33,028	34,298	31,664
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	839	195	△608	△40
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	805	85	△699	△987
1株当り当期純利益 又は当期純損失(△)	64円78銭	6円89銭	△56円33銭	△79円54銭
総 資 産 (百万円)	20,910	21,875	20,684	19,746
純 資 産 (百万円)	3,323	3,693	3,055	2,241

(6) 重要な子会社の状況

当社の連結子会社は下記の3社であります。

会 社 名	資 本 金	当社議決権 比	主 要 な 事 業 内 容
大興テクノサービス(株)	20 百万円	55.56 %	・電子計算機の保守 ・建物附帯諸設備の保守管理
大興ビジネス(株)	20	77.50	・労働者派遣事業 ・ソフトウェアの開発およびソフトウェアに係る運用管理
(株)サイバーコム	10	96.46	ソフトウェアの開発

(7) 主要な事業内容

- ① 情報処理機器の販売、施工および保守
- ② コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸および保守
- ③ 情報システムの設計、開発、保守、運営管理およびコンサルティング
- ④ 通信システム、情報ネットワークシステムの販売、設計、施工、保守およびコンサルティング
- ⑤ 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
- ⑥ 電気通信工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、消防施設工事等各種工事に関する設計、監理、施工、保守およびコンサルティング
- ⑦ ビルメンテナンス業
- ⑧ 特定労働者派遣事業
- ⑨ 不動産の賃貸および管理
- ⑩ 古物の売買
- ⑪ 前記各号に付帯する一切の事業

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	新 宿 区	静 岡 支 店	静 岡 市 駿 河 区
東 北 支 店	仙 台 市 若 林 区	静 岡 東 部 支 店	沼 津 市
新 潟 支 店	新 潟 市 中 央 区	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
北 関 東 支 店	宇 都 宮 市	関 西 支 店	大 阪 市 中 央 区
関 東 支 店	さいたま市大宮区	中 国 支 店	広 島 市 中 区
多 摩 営 業 所	立 川 市	山 口 営 業 所	周 南 市
長 野 支 店	長 野 市	九 州 支 店	福 岡 市 中 央 区
松 本 支 店	松 本 市	長 崎 営 業 所	長 崎 市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
大 興 テ ク ノ サ ー ビ ス (株)	台 東 区
大 興 ビ ジ ネ ス (株)	新 宿 区
(株) サ イ バ ー コ ム	文 京 区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業部門等の名称	従業員数	前期末比増減
情 報 通 信 機 器 部 門	227	△13
ソ リ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス 部 門	634	△11
管 理 部 門	104	△5
合 計	965	△29

- (注) 1. 従業員数は企業集団外への出向者（3名）を除き、企業集団外からの出向者（4名）を含んでおります。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ29名減少したのは、経営の合理化による希望退職者等によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
723名	△53名	42歳3ヵ月	18年0ヵ月

- (注) 1. 従業員数は他社への出向者（3名）を除き、他社からの出向者（6名）を含んでおります。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ53名減少したのは、経営の合理化による希望退職者等によるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	925
株式会社りそな銀行	500
株式会社東京都民銀行	442
株式会社三菱東京UFJ銀行	300
株式会社新生銀行	300
株式会社商工組合中央金庫	233

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 47,900,000株（普通株式）
(2) 発行済株式の総数 12,561,219株（普通株式）
(3) 株 主 数 1,417名
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
富 士 通 株 式 会 社	1,866 ^{千株}	15.04 [%]
株 式 会 社 オ ー ビ ッ ク	1,500	12.09
株式会社大和証券グループ本社	1,277	10.29
大興電子通信従業員持株会	1,248	10.06
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	753	6.07
興 銀 リ ー ス 株 式 会 社	517	4.17
大興電子通信取引先持株会	444	3.58
サ ン テ レ ホ ン 株 式 会 社	200	1.61
長 岡 正 樹	160	1.29
長 澤 信 治	133	1.07

(注) 持株比率は自己株式（152,590株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 CEO兼COO	津 玉 高 秀	
取締役 常務執行役員	三 木 格	
取締役 上席執行役員	岡 田 憲 児	産業ビジネス統括本部長兼流通ビジネス本部長
取締役 上席執行役員	山 寺 光	
取締役	小 野 弘 之	富士通株式会社執行役員常務
取締役	原 口 直 道	株式会社リサ・パートナーズ社長付シニア・フェロー P C Iホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	酒 井 厚 平	
監査役	佐 田 憲 治	株式会社大和証券ビジネスセンター監査役 大和オフィスサービス株式会社社外監査役
監査役	藤 松 文	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役 小野 弘之、原口 直道の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 佐田 憲治、藤松 文の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 原口 直道、監査役 藤松 文の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 事業年度中に辞任した監査役

氏 名	辞任時の地位および担当	辞任年月日
竹 内 朗	監 査 役	平成26年6月27日

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	6名	千円 74,148
監 査 役	4	25,956

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、社外役員5名（社外取締役2名、社外監査役3名）に対する報酬等の額20,652千円が含まれております。
2. 期末現在の人数は、取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

- イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
小野 弘之氏は、富士通株式会社の執行役員常務を兼務しております。
同社は当社の大株主であり、主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
原口 直道氏は、株式会社リサ・パートナーズの社長付シニア・フェローを兼務しております。
- ロ. 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
原口 直道氏は、P C Iホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況ならびに発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役	小 野 弘 之	平成26年6月27日の取締役就任以降開催の取締役会11回のうち10回に出席し、議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
取 締 役	原 口 直 道	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。

(b) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

当事業年度において法令または定款違反の事実その他不正な業務執行が行われた事実はありません。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項および定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 監査役

- イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
佐田 憲治氏は、株式会社大和証券ビジネスセンターの監査役を兼務しております。株式会社大和証券グループ本社およびそのグループ会社は当社の主要取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

- ロ. 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

佐田 憲治氏は、大和オフィスサービス株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社大和証券グループ本社およびそのグループ会社は当社の主要取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
監 査 役	佐 田 憲 治	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、決議事項等について適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、報告事項についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監 査 役	藤 松 文	平成26年6月27日の監査役就任以降開催の取締役会11回のうち10回に出席し、決議事項等について適宜質問し意見を述べております。また、平成26年6月27日の監査役就任以降開催の監査役会10回全てに出席し、報告事項についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(b) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

当事業年度において法令または定款違反の事実その他不正な業務執行が行われた事実はありません。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項および定款第36条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずき監査法人は、平成26年6月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となったため、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	44,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

- ① 取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。
- ② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、平成20年5月9日および平成25年8月29日開催の取締役会においてその一部を改訂することを決議し、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の整備、充実に取組みます。

- ・取締役会規程等、各会議体に関する規程に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。
- ・企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する「経営監視委員会」を設置し、コンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（Chief Compliance Officer(CCO)）を選任するとともに、事業に関わる法令やリーガルリスクを特定しコンプライアンス体制を計画的かつ網羅的に整備します。
- ・定期的な内部監査により法令および定款への適合性を確認します。
- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役職員に適用される「DAiKOグループ行動基準」の策定および透明性のある内部通報制度（DAiKOホットライン）を設置し運用します。
- ・反社会的勢力や団体とは関わりを持たず、不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令および社内規程に基づき適正に記録し、これを保存および管理します。また、取締役および監査役は常時これらの情報を閲覧することができるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで計画的かつ網羅的にリスク対応を図ります。また、経営監視委員会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備します。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し経営の効率化を図るとともに、常勤取締役、常勤監査役および議長が指名する者で構成する経営会議を原則月1回開催し、戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件を十分に審議します。

⑤ **会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社管理に関する規程に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（DAiKOホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社の業務監査を実施いたします。

⑥ **監査役に関する事項および体制**

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置するとともに、当該使用人の任命・異動等人事権に係る決定には監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。また、監査役が定期的に取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため監査、法務、経理、総務等の関連部門が監査役の業務を補助いたします。

⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性を確保するために以下の体制を整備し、企業価値の向上を図ります。

- ・「内部統制規程」他関係諸規程、関連文書を整備することで適切な統制環境を構築し、合わせて業務の有効性および効率性を高めます。
- ・内部統制の整備・運用状況を評価する日常的モニタリング、ならびに独立評価の仕組みを構築し、実施します。
- ・モニタリング結果は、経営監理委員会にて、集約、分析し、内部統制が有効に機能するよう継続的に改善を図り、代表取締役および取締役会がその有効性を評価し外部に向けて報告します。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月10日の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を以下のとおり決定し、その後平成22年9月27日開催の取締役会においてその一部を改訂することを決議しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、株主様をはじめとした当社のステークホルダーとの信頼関係を最優先に考え、当社の企業価値を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えております。当社はこの方針の下、次の取組みを行っていきます。

- ① 業績の向上を図り、安定した収益基盤を確立すること
- ② 大株主である企業との取引関係をより密にし、継続的な信頼関係を構築すること
- ③ 業績を反映した適正な株価形成と、円滑な株式流通を確保するため、IR活動を強化すること
- ④ 株主優遇策すなわち、株価、配当を財務戦略の重要課題として位置づけるとともに、財務面の健全性向上・維持に取組むこと
- ⑤ 不本意な買収に対抗できる企業価値向上のため、経営計画を策定・推進し、成長基盤を確立すること
- ⑥ 良好な労使関係を確立し、持株会の充実を図り従業員の支持を得ること

さらに、当社は株主異動状況の定期的な調査、買収提案があった場合の対応手順の作成等、当社株式の大量取得を行う者が出現した場合に適切な対応を講ずることができるよう努めてまいります。

なお、取締役会としては、上記取組みの具体的な内容からして、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載方法は以下によります。

1. 金額につきましては、表示単位未満切捨て。
2. 議決権比率および持株比率につきましては、小数第三位を四捨五入。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(16,111,606)	流 動 負 債	(12,331,842)
現金及び預金	3,180,824	支払手形及び買掛金	5,478,442
受取手形及び売掛金	8,587,256	短期借入金	3,301,862
機器及び材料	4,272	1年内償還予定の社債	57,000
仕掛品	3,898,222	1年内返済予定の長期借入金	286,880
その他	446,828	リース債務	56,071
貸倒引当金	△5,798	未払金	1,267,287
固 定 資 産	(4,617,570)	未払費用	478,818
有形固定資産	(1,339,993)	未払法人税等	47,979
建物	378,763	未払消費税等	506,043
工具、器具及び備品	11,501	賞与引当金	303,400
土地	815,555	製品保証引当金	3,100
リース資産	134,172	その他	544,958
無形固定資産	(210,773)	固 定 負 債	(5,909,047)
ソフトウェア	33,023	長期借入金	193,600
ソフトウェア仮勘定	133,571	リース債務	130,248
リース資産	9,203	繰延税金負債	508,252
その他	34,975	退職給付に係る負債	5,003,230
投資その他の資産	(3,066,803)	その他	73,715
投資有価証券	2,123,877	負 債 合 計	18,240,889
退職給付に係る資産	504,848	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	391,163	株 主 資 本	(1,896,770)
その他	95,436	資本金	3,654,257
貸倒引当金	△48,522	資本剰余金	272,811
繰 延 資 産	(913)	利益剰余金	△1,997,482
社債発行費	913	自己株式	△32,815
資 産 合 計	20,730,090	その他の包括利益累計額	(484,901)
		その他有価証券評価差額金	727,428
		退職給付に係る調整累計額	△242,527
		少 数 株 主 持 分	(107,528)
		純 資 産 合 計	2,489,200
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,730,090

連結損益計算書

(自平成26年4月1日)
(至平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	32,713,452
売上原価	27,116,692
売上総利益	5,596,760
販売費及び一般管理費	5,577,572
営業利益	19,187
営業外収益	(90,633)
受取利息	874
受取配当金	31,186
助成金収入	15,488
持分法による投資利益	13,661
その他	29,422
営業外費用	(131,663)
支払利息	92,460
その他	39,203
経常損失	21,842
特別利益	(2,500)
投資有価証券売却益	2,500
特別損失	(904,877)
事業整理損	708,777
特別退職金	194,600
投資有価証券評価損	1,499
税金等調整前当期純損失	924,220
法人税、住民税及び事業税	36,785
法人税等調整額	14,757
少数株主損益調整前当期純損失	975,763
少数株主利益	1,818
当期純損失	977,581

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,654,257	272,811	△1,019,900	△31,889	2,875,278
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失			△977,581		△977,581
自己株式の取得				△926	△926
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△977,581	△926	△978,508
当 期 末 残 高	3,654,257	272,811	△1,997,482	△32,815	1,896,770

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	553,202	△242,840	310,362	106,384	3,292,026
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△977,581
自己株式の取得					△926
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	174,226	313	174,539	1,143	175,682
当 期 変 動 額 合 計	174,226	313	174,539	1,143	△802,826
当 期 末 残 高	727,428	△242,527	484,901	107,528	2,489,200

連 結 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
子会社は全て連結しております。
連結子会社の数：3社
連結子会社の名称：
大興テクノサービス(株)
大興ビジネス(株)
(株)サイバーコム
 - (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社の数：1社
会社等の名称：(株)大和ソフトウェアリサーチ
 - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
 - (4) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (b) たな卸資産
機器及び材料… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕 掛 品… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (a) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物…………… 8～47年
工具、器具及び備品…… 5～15年
 - (b) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用目的のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
市場販売目的のソフトウェア
見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（当初における見込販売有効期間は3年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。
その他の無形固定資産
定額法によっております。
 - (c) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (d) 長期前払費用
期限内均等償却の方法によっております。長期前払費用は「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。
- ③ 繰延資産の処理方法
社債発行費……社債償還期間（3年間）にわたり均等償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
 - (a) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (b) 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
 - (c) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (d) 製品保証引当金
製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、過年度の実績を基礎に、将来の見込みを加味した額を計上しております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
 - (a) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - (b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しております。
- ⑥ 収益及び費用の計上基準
請負工事及び受注制作のソフトウェア
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負工事及びソフトウェアの受注制作に係る契約については工事進行基準を適用し、その他の契約等については、工事完成基準及び検収基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する契約の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
- ⑦ 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しを行い、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券利回りの対象期間について従業員員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とする方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の期首の利益剰余金及び当連結会計年度の営業利益、経常損失、税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更の注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」（前連結会計年度は266,159千円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「持分法による投資利益」（前連結会計年度は780千円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,015,641千円

(2) 担保に供している資産

定期預金	35,125千円
建物	297,627千円
土地	809,740千円
投資有価証券	1,364,994千円
計	2,507,488千円

上記に対する債務

短期借入金	2,405,800千円
1年内償還予定の社債	57,000千円
1年内返済予定の長期借入金	286,880千円
長期借入金	193,600千円
計	2,943,280千円

(3) 損失の発生が見込まれるソフトウェアの受注制作に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金357,054千円を相殺して表示しております。

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 101,924千円
(2) 期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

- 1,100千円
(3) 事業整理損は、自社開発の調達システムの販売において、パッケージバージョンの販売に資源を集中する販売形態への転換に伴う損失額であります。

事業整理損の内訳

サービス切替に伴い要した費用	337,002千円
開発仕掛品の評価損	371,775千円
計	708,777千円

- (4) 特別退職金は、希望退職の実施に伴う退職割増金および再就職支援費用であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 12,561,219株
(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産で運用し、運転資金のため必要な資金を短期借入金や社債発行等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ規程に基づき、取引先の個別商談ごとに期日管理及び残高管理を実施し、回収懸念の早期把握・軽減策を採っております。

投資有価証券は主に取引先企業との業務・資本提携等に関連する株式及び余資の運用のための株式投資信託等であり、市場価格の相場変動リスクに晒されております。定期的に把握された時価や当該企業の財務状況等は取締役へ報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内に支払期日の到来するものであります。

短期借入金は主に営業費用に係る資金調達、長期借入金及び社債は長期に渡るプロジェクト等に係る資金調達であり、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクを負っておりますが、月次の資金繰り計画を作成及び年度の資金繰り予想を立てるなどの方法により管理し、これに基づき金融機関と個別に借入枠を設定する等、手許流動性を確保しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額により評価し、市場価格のないものについては合理的に算定された価額によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	3,180,824	3,180,824	—
② 受取手形及び売掛金	8,587,256	8,587,256	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	1,586,976	1,586,976	—
資産計	13,355,057	13,355,057	—
① 支払手形及び買掛金	5,478,442	5,478,442	—
② 短期借入金	3,301,862	3,301,862	—
③ 社債（※1）	57,000	57,047	△47
④ 長期借入金（※2）	480,480	478,586	1,893
⑤ リース債務（※3）	186,319	186,921	△601
負債計	9,504,103	9,502,859	1,244

(※1) 1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(※3) リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）を合算して記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券（及びデリバティブ取引）に関する事項
資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③社債、④長期借入金、及び⑤リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額536,901千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額391,163千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)			
	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,180,824	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,587,256	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券	—	20,027	—	—

(4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

区分	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)			
	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	57,000	—	—	—
長期借入金	286,880	193,600	—	—
リース債務	56,071	120,317	9,930	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 191円94銭
(2) 1株当たり当期純損失 78円77銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(15,429,674)	流 動 負 債	(12,064,934)
現金及び預金	2,766,354	買掛金	5,541,150
受取手形	194,653	短期借入金	3,218,862
売掛金	8,132,326	1年内償還予定の社債	57,000
機器及び材料	4,272	1年内返済予定の長期借入金	286,880
仕掛品	3,897,615	リース債務	52,995
前払費用	374,135	未払金	1,252,218
その他	64,478	未払費用	417,818
貸倒引当金	△4,163	未払法人税等	42,583
固 定 資 産	(4,316,377)	未払消費税等	445,896
有形固定資産	(1,327,730)	前受金	486,164
建物	376,525	預り金	34,015
工具、器具及び備品	10,145	賞与引当金	207,000
土地	815,555	製品保証引当金	3,100
リース資産	125,504	その他	19,248
無形固定資産	(208,391)	固 定 負 債	(5,440,186)
借地権	12,000	長期借入金	193,600
ソフトウェア	31,276	リース債務	124,089
ソフトウェア仮勘定	133,571	繰延税金負債	444,054
リース資産	9,114	退職給付引当金	4,604,727
電話加入権	19,279	その他	73,715
施設利用権	3,149	負 債 合 計	17,505,121
投資その他の資産	(2,780,255)	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,627,608	株 主 資 本	(1,514,673)
関係会社株式	434,542	資本金	3,654,257
前払年金費用	306,336	資本剰余金	(272,811)
その他	460,291	資本準備金	272,811
貸倒引当金	△48,522	利益剰余金	(△2,379,579)
繰 延 資 産	(913)	利益準備金	2,494
社債発行費	913	その他利益剰余金	(△2,382,073)
		繰越利益剰余金	△2,382,073
		自己株式	△32,815
		評価・換算差額等	(727,170)
		その他有価証券評価差額金	727,170
資 産 合 計	19,746,965	純 資 産 合 計	2,241,844
		負債及び純資産合計	19,746,965

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	31,664,542
売 上 原 価	26,442,908
売 上 総 利 益	5,221,633
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,208,378
営 業 利 益	13,255
営 業 外 収 益	(76,230)
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,903
受 取 家 賃	7,952
助 成 金 収 入	13,949
雑 収 入	19,425
営 業 外 費 用	(129,572)
支 払 利 息	89,700
社 債 利 息	894
雑 損 失	38,977
経 常 損 失	40,086
特 別 利 益	(2,500)
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,500
特 別 損 失	(904,877)
事 業 整 理 損	708,777
特 別 退 職 金	194,600
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,499
税 引 前 当 期 純 損 失	942,463
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,000
法 人 税 等 調 整 額	14,757
当 期 純 損 失	987,221

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	3,654,257	272,811	272,811	2,494	△1,394,851	△1,392,357
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失					△987,221	△987,221
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△987,221	△987,221
当 期 末 残 高	3,654,257	272,811	272,811	2,494	△2,382,073	△2,379,579

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△31,889	2,502,821	553,083	553,083	3,055,905
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失		△987,221			△987,221
自己株式の取得	△926	△926			△926
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			174,086	174,086	174,086
当 期 変 動 額 合 計	△926	△988,148	174,086	174,086	△814,061
当 期 末 残 高	△32,815	1,514,673	727,170	727,170	2,241,844

個 別 注 記 表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

① 子会社株式及び……移動平均法による原価法

 関連会社株式

② その他有価証券……時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は
 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
 平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

2) たな卸資産

① 機器及び材料……個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げ
 の方法）

② 仕掛品……個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げ
 の方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産……定率法によっております。

 （リース資産を除く）

 主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物……… 8～47年

 工具、器具及び備品…… 5～15年

2) 無形固定資産……自社利用目的のソフトウェア

 （リース資産を除く）

 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に
 よっております。

 市場販売目的のソフトウェア

 見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間
 （当初における見込販売有効期間は3年）に基づく均
 等償却額とのいずれか大きい額を計上する方法によ
 っております。

 その他の無形固定資産

 定額法によっております。

3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資
 産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
 定額法を採用しております。

4) 長期前払費用……期限内均等償却の方法によっております。長期前払費用
 は「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示して
 おります。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間（3年間）にわたり均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- 3) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 4) 製品保証引当金……………製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、過年度の実績を基礎に、将来の見込みを加味した額を計上しております。
- 5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

請負工事及び受注制作のソフトウェア

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負工事及びソフトウェアの受注制作に係る契約については工事進行基準を適用し、その他の契約等については、工事完成基準及び検収基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する契約の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しを行い、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券利回りの対象期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とする方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更に伴う当事業年度の期首の繰越利益剰余金及び当事業年度の営業利益、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「雑収入」に含めて表示しておりました「受取家賃」（前事業年度は6,714千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| 担保提供資産 | 建物 | 297,627千円 |
| | 土地 | 809,740千円 |
| | 投資有価証券 | 1,364,994千円 |
| | 計 | 2,472,362千円 |
| 上記に対する債務 | 短期借入金 | 2,352,800千円 |
| | 1年内償還予定の社債 | 57,000千円 |
| | 1年内返済予定の長期借入金 | 286,880千円 |
| | 長期借入金 | 193,600千円 |
| | 計 | 2,890,280千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 998,651千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 23,883千円 |
| 短期金銭債務 | 239,358千円 |
4. 損失の発生が見込まれる請負工事及びソフトウェアの受注制作に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金357,054千円を相殺して表示しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
- | | | |
|-----------------|-----|-------------|
| 営業取引による取引高 | 売上高 | 250,697千円 |
| | 仕入高 | 1,686,457千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | | 2,899千円 |
2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 101,973千円
3. 期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。
- 1,100千円
4. 事業整理損は、自社開発の調達システムの販売において、パッケージバージョンの販売に資源を集中する販売形態への転換に伴う損失額であります。
- | | |
|----------------|-----------|
| 事業整理損の内訳 | |
| サービス切替に伴い要した費用 | 337,002千円 |
| 開発仕掛品の評価損 | 371,775千円 |
| 計 | 708,777千円 |
5. 特別退職金は、希望退職の実施に伴う退職割増金および再就職支援費用であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	146,841株	5,749株	—	152,590株	(注)
合計	146,841株	5,749株	—	152,590株	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金否認 68,517千円

棚卸資産評価減 121,261千円

事業整理損 65,322千円

その他の 19,096千円

繰延税金資産小計 274,197千円

評価性引当額 △274,197千円

繰延税金資産合計 —千円

2. 固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金否認 1,489,825千円

繰越欠損金 1,424,114千円

その他有価証券評価差額金 666千円

その他の 146,858千円

繰延税金資産小計 3,061,465千円

評価性引当額 △3,061,465千円

繰延税金資産合計 —千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △344,985千円

前払年金費用 △99,069千円

繰延税金負債合計 △444,054千円

繰延税金負債の純額 △444,054千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

(1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	富士通㈱	神奈川県川崎市中原区	324,625,075	通信システム、情報処理システム及び電子デバイスの製造・販売ならびにこれらに関するサービスの提供	0.01 (直接15.33 間接-)	製品の販売、施工、保守及びシステムの開発 製品の仕入等	工事・保守及びソフト売上、手数料収入	2,676,142	売掛金	1,019,181
							製品の仕入等	6,805,139	買掛金	1,919,655

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は、富士通㈱と富士通パートナー契約を締結しており、製品の仕入に関する取引条件につきましては同契約に基づき決定しております。
その他の取引につきましては、個別契約に基づき決定しております。

(2) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主の子会社	㈱富士通マーケティング	東京都港区	12,220,000	コンサルティング、機器販売、ソフトウェア開発、設置工事、保守までの一貫したサービスの提供	- (直接- 間接-)	製品（機器、プログラム・プロダクト、保守、サービス、コンサルティング）の仕入等	製品の仕入等	1,805,387	買掛金	471,356
主要株主の子会社	㈱富士通エフサス	神奈川県川崎市中原区	9,401,750	情報システムの企画・設計、導入・構築、運用・保守までの総合的なサービスの提供	- (直接- 間接-)	工事及び保守の請負	工事、保守収入	884,025	売掛金	335,785

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は、㈱富士通マーケティングとパートナー契約を締結しており、製品の仕入に関する取引条件につきましては同契約に基づき決定しております。
その他の取引につきましては、個別契約に基づき決定しております。
3. 取引条件、及び取引条件の決定方針については、一般取引と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

180円67銭

1 株当たり当期純損失

79円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

大興電子通信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲 朗 ㊦
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 憲 一 ㊦
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大興電子通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大興電子通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

大興電子通信株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲 朗 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 憲 一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大興電子通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び太陽監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

大興電子通信株式会社 監査役会
常勤監査役 酒井厚平 ㊞
社外監査役 佐田憲治 ㊞
社外監査役 藤松文 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3. 会社法 329 条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	<p>第33条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3. 会社法 329 条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の重任と、3名の新任あわせて7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	つだま たか ひで 津玉高秀 (昭和34年7月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員東京支店長 平成19年4月 当社執行役員名古屋支店長 平成21年4月 当社執行役員名古屋支店長兼 トヨタビジネス営業部長 平成21年10月 当社執行役員名古屋支店長兼 トヨタビジネス営業部長兼基 盤技術統括部トヨタシステム 部長 平成22年3月 当社副社長執行役員COO名 古屋支店長兼トヨタビジネス 営業部長兼基盤技術統括部ト ヨタシステム部長 平成22年4月 当社副社長執行役員COO 平成22年6月 当社代表取締役社長CEO兼 COO(現任)	23,000株
2	みき かく 三木 格 (昭和26年3月10日生)	昭和53年4月 山一証券株式会社入社 平成6年4月 同社事業法人第三部部長 平成11年4月 株式会社日本オプティマーク ・システムズ取締役営業事業 部長 平成13年10月 当社参与 平成14年6月 当社執行役員マーケティング 戦略室長 平成15年4月 当社執行役員営業本部副本部 長兼マーケティング戦略室長 平成17年4月 当社上席執行役員オフィスビ ジネス営業本部長 平成20年4月 当社上席執行役員エリア営業 本部長 平成22年6月 当社取締役上席執行役員エリ ア営業本部長兼東日本システ ム部長 平成23年1月 当社取締役上席執行役員エリ ア営業本部長 平成24年4月 当社取締役上席執行役員 平成26年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
3	おか だ けん じ 岡 田 憲 児 (昭和35年8月29日生)	昭和59年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員名古屋支店長 平成24年4月 当社執行役員産業ビジネス統 括本部長兼流通ビジネス本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員産業ビジ ネス統括本部長兼流通ビジネ ス本部長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員産業 ビジネス統括本部長兼流通ビ ジネス本部長 平成27年4月 当社取締役上席執行役員イン フラビジネス本部長兼ネット ワークビジネス統括部長(現任)	12,000株
4	はら ぐち なお みち 原 口 直 道 (昭和31年10月28日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入社 平成11年6月 同行コーポレートアドバイザー リー部長 平成15年2月 オリックスM&Aソリューションシ ョンズ株式会社取締役社長 平成24年4月 同社会長 平成24年12月 株式会社リサ・パートナーズ 社長付シニア・フェロー(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成25年12月 P C I ホールディングス株式 会社社外取締役(現任)	0株
*5	す ざき まさ ひこ 須 崎 雅 彦 (昭和32年2月14日生)	昭和54年4月 富士通株式会社入社 平成12年6月 同社システム本部第三システ ム事業部第三官庁ソリューション 部長 平成16年6月 同社官公庁ソリューション事 業本部第一システム事業部長 平成23年5月 同社行政第一ソリューション 本部長 平成24年5月 同社官公庁システム事業本部長 平成25年6月 株式会社富士通 ソーシャルサ イエンスラボラトリ取締役 平成26年7月 当社執行役員 平成26年10月 当社執行役員 S E イ ノ ベー シ ョン本部長 平成27年4月 当社上席執行役員 S E イ ノ ベ ーション本部長(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
*6	ひろせとしお 広瀬敏男 (昭和36年3月18日生)	昭和58年4月 富士通株式会社入社 平成14年4月 同社東日本営業本部神奈川支社産業営業部長 平成19年4月 同社関東甲信越営業本部長野支社長 平成22年4月 同社産業ビジネス本部組立産業第二統括営業部長 平成24年4月 同社産業ビジネス本部長代理(エレクトロニクス産業担当) 平成26年4月 同社執行役員兼産業・流通営業グループ産業ビジネス本部長(現任)	0株
*7	はやしなんぺい 林南平 (昭和49年2月17日生)	平成8年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成12年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成14年10月 株式会社MK S パートナーズ入社 平成19年4月 同社パートナー 平成20年12月 同社代表取締役 平成22年1月 株式会社NHパートナーズ代表取締役代表パートナー(現任) 平成26年2月 株式会社チームクールジャパン取締役代表パートナー(現任)	0株

- (注) 1. *は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 原口直道氏、広瀬敏男氏、林南平氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は原口直道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由
- (1) 原口直道氏は、株式会社日本長期信用銀行、オリックスM&Aソリューションズ株式会社および株式会社リサ・パートナーズでの豊富な業務経験に加えて、財務戦略およびコンプライアンス強化に関して、専門的かつ客観的な視点より、社外取締役として当社の経営に的確な助言をいただいております。同氏は平成25年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 広瀬敏男氏は、富士通株式会社の執行役員として産業・流通営業グループ産業ビジネス本部長の重責を務められており、その豊富な経験と実績のもとに、当社の経営に的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 林南平氏は、金融機関における豊富な業務経験に加えて、株式会社MK S パートナーズ、株式会社NHパートナーズおよび株式会社チームクールジャパンでの企業改革や企業再生経験を有しており、当社の経営革新や構造改革に関して専門的かつ客観的な視点より的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役候補者と当社の特定関係事業者との関係
 広瀬 敏男氏は、富士通株式会社で執行役員を務められており、同社は当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
6. 当社は、原口 直道氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第24条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。また、広瀬敏男氏、林 南平氏が選任された場合、両氏とも当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 酒井 厚平氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
やま 寺 光 山 寺 光 (昭和32年3月27日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員営業統括本部長 平成19年4月 当社上席執行役員産業ビジネス本部長 平成19年6月 当社取締役上席執行役員産業ビジネス本部長 平成20年4月 当社取締役上席執行役員第一営業本部長 平成20年6月 当社取締役上席執行役員第一営業本部長兼企画推進本部長 平成22年4月 当社取締役上席執行役員企画管理本部長 平成22年6月 当社取締役執行役員企画管理本部長 平成23年4月 当社取締役執行役員ソリューション本部長 平成25年4月 当社取締役上席執行役員コーポレート本部長 平成25年7月 当社取締役上席執行役員(現任)	10,000株

(注) 山寺 光氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階「Room D」
電話 (03) 3548-3770



(交 通) 「日本橋駅」 A7 出口 直結 (東西線・銀座線・浅草線)
「東京駅」 八重洲北口徒歩3分 (JR線・丸ノ内線)